



会津若松市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、  
会津若松市大戸町地内の字の区域を別紙のとおり変更するので、同条  
第2項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号  
）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による  
換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成28年9月26日

会津若松市長 室井照平

この写しは原本と相違ありません

平成28年9月30日

会津若松市長 室井照平



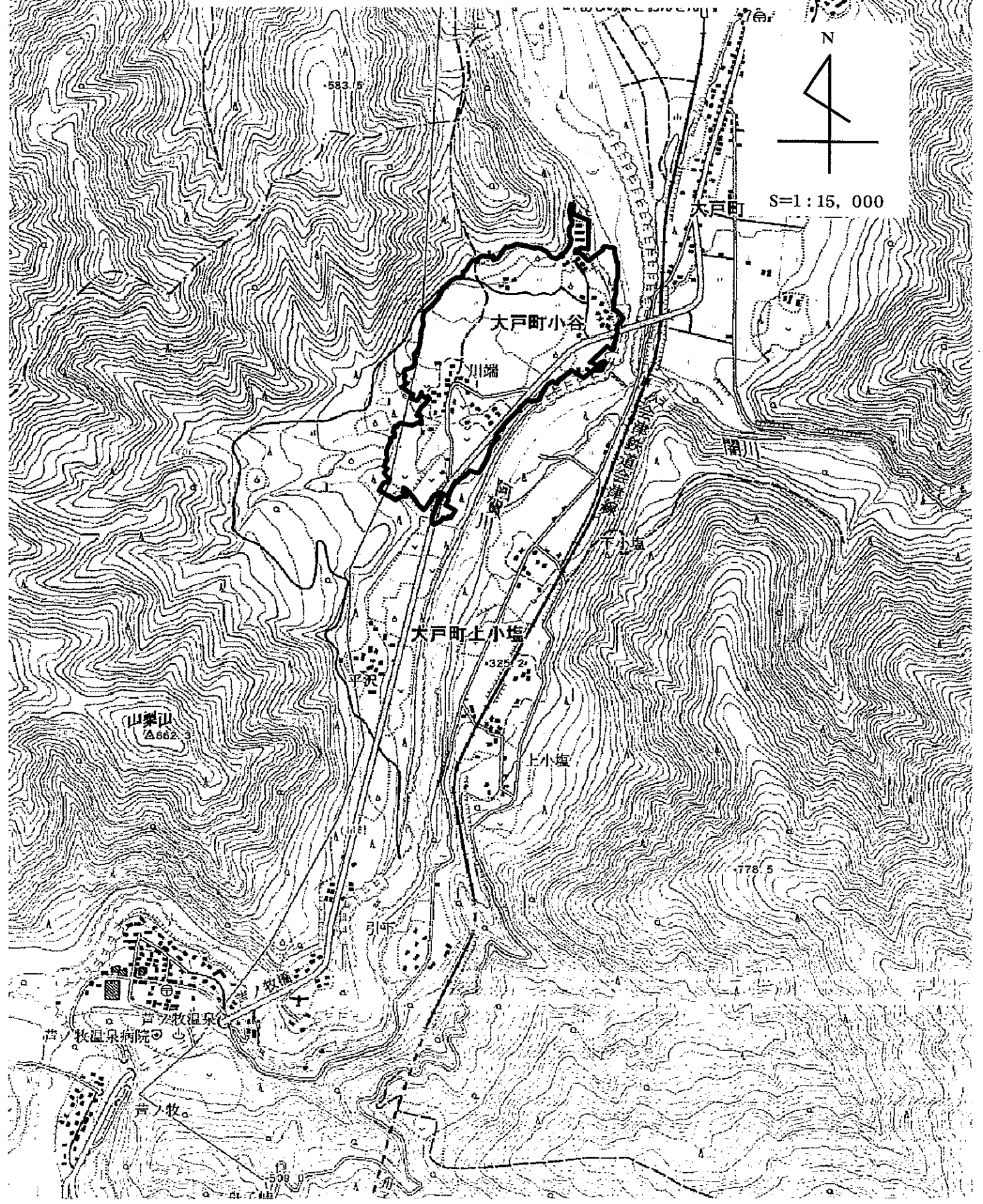
編入する字 同左に編入される区域

名

大戸町小谷 坂下	大戸町小谷 川端	80から82までの各一部、85の1の一部、 85の2の一部、109の一部、113の1の 一部、114、115の一部及びこれらの区 域に隣接する道路、水路である公有地の 一部
大戸町小谷 西村	大戸町小谷 坂下	1の4の一部、2の2、71の1の一部、 72の一部、73の一部、74から76まで、77 の一部、78の一部、96の1、100の1の 一部、100の2の一部、101の一部、102 の1の一部、105の一部、106の一部、 107、108の一部、109から125まで、 126の1から126の3まで、127から130 まで、132、133及びこれらの区域に隣 接介在する道路、水路である公有地の一 部並びに大戸町大字小谷字西川原515、 516に隣接する大戸町小谷坂下の水路で ある公有地の全部
	大戸町小谷 川端	86の一部、87の一部、88の1の一部、89 の一部、90の一部、102の一部、103、 104の一部、105から108まで、109の 一部、110から112まで、113の1の一 部、113の2、115の一部、116から127

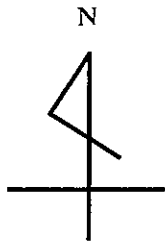
	小谷字寺南	1366、1370の1の一部、1374のイの一部、2578、2590及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大戸町大字小谷字逆木1683の1に隣接する大戸町大字小谷字寺南の水路である公有地の全部
大戸町小谷川端	大戸町小谷西村	1の一部、2の1の一部、2の2、2の3、3の1、3の2、4、5、6の1から6の3まで、7から10まで、11の一部、12、13、14の一部、15の一部、20の一部、21の一部、22、23から25までの各一部、26、27の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部
大戸町小谷原	大戸町小谷西村	246の2の一部、254の一部、256の一部、257の一部、263の一部、264の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに263に隣接する水路である公有地の全部

# 字の区域の変更位置図



# 字の区域の変更概略図

## 会津若松市大戸町



S=1:4,000



凡 例	
-----	新 大 字 界
- - - - -	旧 字 界 及 び 大 字 界
—●●●—	無 関 係 な 大 字 界
—●●—	無 関 係 な 字 界
(     )	旧 字 名